

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-239587

(P2005-239587A)

(43) 公開日 平成17年9月8日(2005.9.8)

(51) Int.Cl.<sup>7</sup>**A61K 7/02****A61K 7/00****A61K 7/50**

F 1

A 6 1 K 7/02  
A 6 1 K 7/00  
A 6 1 K 7/00  
A 6 1 K 7/50

テーマコード(参考)

4 C 0 8 3

A

C

J

審査請求 未請求 請求項の数 11 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号

特願2004-48847 (P2004-48847)

(22) 出願日

平成16年2月25日 (2004. 2. 25)

(71) 出願人 000113470

ポーラ化成工業株式会社

静岡県静岡市駿河区弥生町6番48号

(72) 発明者 飯田 隆

静岡県静岡市弥生町6番48号 ポーラ化成工業株式会社開発研究所内

F ターム(参考) 4C083 AB032 AC111 AC112 AC402 AC421  
AC422 AC482 AC622 AC892 AD041  
AD042 AD091 AD092 AD531 AD532  
CC23 CC24 DD01 DD23 EE07  
EE10 EE11 EE12

(54) 【発明の名称】液状クレンジング化粧料

## (57) 【要約】

**【課題】** クレンジングの後に水性洗顔を必須としない、油性汚れを除去するためのクレンジング化粧料を提供する。

**【解決手段】** 1) 抗菌性多価アルコールと、2) アルキル変性されたカルボキシビニルポリマー及び/又はその塩と、3) ポリオキシエチレン脂肪酸グリセリルをクレンジング化粧料に含有させる。前記抗菌性多価アルコールとしては、ジプロピレングリコール、イソブレングリコール、1,2-ペンタンジオール、1,2-ヘキサンジオール、2,4-ヘキシレンジコール及び1,2-オクタンジオールから選択される1種乃至は2種以上が好ましく、前記ポリオキシエチレン脂肪酸グリセリルとしては、ポリオキシエチレンヤシ油脂肪酸グリセリル及び/又はポリオキシエチレンイソステアリン酸グリセリルであることが好ましい。

**【選択図】** なし

**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

1 ) 抗菌性多価アルコールと、 2 ) アルキル変性されたカルボキシビニルポリマー及び / 又はその塩と、 3 ) ポリオキシエチレン脂肪酸グリセリルを含有することを特徴とする、 化粧料。

**【請求項 2】**

クレンジング化粧料であることを特徴とする、請求項 1 に記載の化粧料。

**【請求項 3】**

前記抗菌性多価アルコールが、ジブロピレングリコール、イソブレンギリコール、1 , 2 - ペンタンジオール、1 , 2 - ヘキサンジオール、2 , 4 - ヘキシレングリコール及び 1 , 2 - オクタンジオールから選択される 1 種乃至は 2 種以上であることを特徴とする、請求項 1 又は 2 に記載の化粧料。 10

**【請求項 4】**

アルキル変性されたカルボキシビニルポリマーが、アクリル酸 ( C 1 0 ~ 3 0 ) アルキル・メタクリル酸クロスリンクド ( 架橋 ) コポリマー、アクリル酸ステアリル・メタクリル酸クロスリンクド ( 架橋 ) コポリマー及びアクリル酸 ( C 1 0 ~ 3 0 ) アルキル・アクリル酸コポリマーから選択される 1 種乃至は 2 種以上であることを特徴とする、請求項 1 ~ 3 何れか 1 項に記載の化粧料。

**【請求項 5】**

ポリオキシエチレン脂肪酸グリセリルが、ポリオキシエチレンヤシ油脂肪酸グリセリル及び / 又はポリオキシエチレンイソステアリン酸グリセリルであることを特徴とする、請求項 1 ~ 4 何れか 1 項に記載の化粧料。 20

**【請求項 6】**

製剤形態が、透明性を有する、液状であることを特徴とする、請求項 1 ~ 5 何れか 1 項に記載の化粧料。

**【請求項 7】**

実質的に油性成分を含有しないことを特徴とする、請求項 1 ~ 6 何れか 1 項に記載の化粧料。

**【請求項 8】**

更に、グリチルリチン酸ジカリウム塩を 0 . 0 3 ~ 0 . 0 8 質量 % 含有することを特徴とする、請求項 1 ~ 7 何れか 1 項に記載の化粧料。 30

**【請求項 9】**

クレンジング化粧料であることを特徴とする、請求項 1 ~ 8 何れか 1 項に記載の化粧料。

**【請求項 10】**

抗炎症効果を訴求した医薬部外品であることを特徴とする、請求項 8 又は 9 に記載の化粧料。

**【請求項 11】**

化粧料の表示に於いて、抗炎症作用を訴求した医薬部外品である旨の表示と、その使用方法に於いて、適量を取り、脂汚れ又はメークアップの為された部位に置き、軽く擦過し、拭き取り化粧料を含浸しても良いカット綿などで拭き取る動作により、使用される旨と、前記拭き取り作業の際の擦過において、抗炎症成分であるグリチルリチン酸ジカリウムにより、炎症が起こりにくくなっている旨の表示を構成としていることを特徴とする、請求項 10 に記載のクレンジング化粧料。 40

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0 0 0 1】**

本発明は、化粧料に関し、更に詳細には、液状のクレンジング化粧料に関する。

**【背景技術】****【0 0 0 2】**

クレンジング化粧料は、脂汚れやメークアップ化粧料を皮膚より除去するための化粧料

50

であり、これは、クレンジング化粧料が、前記の脂汚れやメーカーアップ化粧料が、石鹼等の水性洗顔料では、完全には落としにくい為、特に水性洗顔料で落ちにくい油性の汚れを落とす目的で開発されたものであるからである。この様な目的を達成するために、クレンジング化粧料は、通常は水中油の高内相乳化クリームの剤形を取り、且つ、内相を形成する油性成分としては、液状油脂（1気圧、20℃で流動性を有する油性成分）を7割以上含有するような形態を取っている。しかしながら、この様な剤形では、クレンジングを行った後に、クレンジング料に起因する油性成分が残存するため、水性洗顔を行わないと、かかる油脂が取り除けず、化粧行動としては、油性クレンジングと水性洗顔のダブル洗顔が必須となっている。この様なダブル洗顔は、在宅時であれば問題なく行えるが、外出先では水場が必要になり、簡単には行えない欠点が存した。即ち、クレンジングの後に水性洗顔を必須としない、油性汚れを除去するためのクレンジング化粧料の開発が望まれていた。

10

## 【0003】

一方、1) 抗菌性多価アルコールと、2) アルキル変性されたカルボキシビニルポリマー及び／又はその塩とを含有する化粧料としては、例えば、毛髪化粧料やシェービング化粧料が知られているが、（例えば、特許文献1、特許文献2、特許文献3、特許文献4を参照）クレンジング化粧料は知られていないし、この様な構成を取ることにより、拭き取りのみで、油性成分の残らないクレンジングが可能であることも全く知られていない。又、1) 抗菌性多価アルコールと、2) ポリオキシエチレン脂肪酸グリセリルとを含むクレンジング化粧料は既に知られている。（例えば、特許文献5を参照）しかしながら、1) 抗菌性多価アルコールと、2) アルキル変性されたカルボキシビニルポリマー及び／又はその塩と、3) ポリオキシエチレン脂肪酸グリセリルを含有する化粧料は全く知られていないし、この様な構成を取ることにより、3者の内の2者の組合せを有するものよりも優れたクレンジング効果が発現することは全く知られていなかった。

20

## 【0004】

【特許文献1】特開2000-169350号公報

【特許文献2】特開2003-176210号公報

【特許文献3】特開2001-220333号公報

【特許文献4】特開平10-87454号公報

30

【特許文献5】特開2001-19619号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

## 【0005】

本発明は、この様な状況下為されたものであり、クレンジングの後に水性洗顔を必須としない、油性汚れを除去するためのクレンジング化粧料を提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

## 【0006】

この様な状況に鑑みて、本発明者らは、クレンジングの後に水性洗顔を必須としない、油性汚れを除去するための化粧料を求めて、鋭意研究努力を重ねた結果、1) 抗菌性多価アルコールと、2) アルキル変性されたカルボキシビニルポリマー及び／又はその塩と3) ポリオキシエチレン脂肪酸グリセリルとを含有する化粧料が、この様な特性を有していることを見出し、発明を完成させるに至った。即ち、本発明は、以下に示す技術に関するものである。

40

(1) 1) 抗菌性多価アルコールと、2) アルキル変性されたカルボキシビニルポリマー及び／又はその塩と、3) ポリオキシエチレン脂肪酸グリセリルを含有することを特徴とする、化粧料。

(2) クレンジング化粧料であることを特徴とする、(1)に記載の化粧料。

(3) 前記抗菌性多価アルコールが、ジプロピレングリコール、イソブレングリコール、1,2-ペンタンジオール、1,2-ヘキサンジオール、2,4-ヘキシレングリコール及び1,2-オクタンジオールから選択される1種乃至は2種以上であることを特徴とす

50

る、(1)又は(2)に記載の化粧料。

(4)アルキル変性されたカルボキシビニルポリマーが、アクリル酸(C10~30)アルキル・メタクリル酸クロスリンクド(架橋)コポリマー、アクリル酸ステアリル・メタクリル酸クロスリンクド(架橋)コポリマー及びアクリル酸(C10~30)アルキル・アクリル酸コポリマーから選択される1種乃至は2種以上であることを特徴とする、(1)~(3)何れか1項に記載の化粧料。

(5)ポリオキシエチレン脂肪酸グリセリルが、ポリオキシエチレンヤシ油脂肪酸グリセリル及び/又はポリオキシエチレンイソステアリン酸グリセリルであることを特徴とする、(1)~(4)何れか1項に記載の化粧料。

(6)製剤形態が、透明性を有する液状であることを特徴とする、(1)~(5)何れか1項に記載の化粧料。 10

(7)実質的に油性成分を含有しないことを特徴とする、(1)~(6)何れか1項に記載の化粧料。

(8)更に、グリチルリチン酸ジカリウム塩を0.03~0.08質量%含有することを特徴とする、(1)~(7)何れか1項に記載の化粧料。

(9)クレンジング化粧料であることを特徴とする、(1)~(8)何れか1項に記載の化粧料。

(10)抗炎症効果を訴求した医薬部外品であることを特徴とする、(8)又は(9)に記載の化粧料。 20

(11)化粧料の表示に於いて、抗炎症作用を訴求した医薬部外品である旨の表示と、その使用方法に於いて、適量を取り、脂汚れ又はメークアップの為された部位に置き、軽く擦過し、拭き取り化粧料を含浸しても良いカット綿などで拭き取る動作により、使用される旨と、前記拭き取り作業の際の擦過において、抗炎症成分であるグリチルリチン酸ジカリウムにより、炎症が起こりにくくなっている旨の表示を構成としていることを特徴とする、(10)に記載のクレンジング化粧料。 20

#### 【発明の効果】

#### 【0007】

本発明によれば、クレンジングの後に水性洗顔を必須としない、油性汚れを除去するためのクレンジング化粧料を提供することができる。

#### 【発明を実施するための最良の形態】 30

#### 【0008】

##### (1)本発明の化粧料の必須成分である抗菌性多価アルコール

本発明の化粧料は、抗菌性多価アルコールを含有することを特徴とする。抗菌性多価アルコールとは、そのものを1~10質量%化粧料に含有させた場合、黄色ブドウ状球菌、大腸菌、放線菌、酵母等の汚染菌に対して、静菌的或いは殺菌的に働くような多価アルコールを意味し、例えば、ジプロピレングリコール、イソブレングリコール、1,2-ペニタンジオール、1,2-ヘキサンジオール、2,4-ヘキシレングリコール、1,2-オクタンジオール等がかかる作用を有していることが知られている。本発明の化粧料では、ジプロピレングリコール、イソブレングリコール、1,2-ペニタンジオール、1,2-ヘキサンジオール、2,4-ヘキシレングリコール及び1,2-オクタンジオールから選択される1種乃至は2種以上を用いることが好ましく、中でもジプロピレングリコールを含有するような形態が特に好ましく例示できる。本発明の化粧料に於いては、かかる抗菌性多価アルコールは唯一種を含有することも出来るし、二種以上を組み合わせて含有させることも出来る。本発明の化粧料に於ける、かかる抗菌性多価アルコールの好ましい含有量は、総量で、化粧料全量に対して1~30質量%が好ましく、更に好ましくは5~20質量%である。これは、かかる抗菌性多価アルコールが少なすぎると、皮膚上の脂汚れと置換して、脂汚れを除去する、脂汚れ除去効果を損なうことが存し、多すぎると、使用後ベタツキなどの好ましくない使用感が発現する場合が存するためである。 40

#### 【0009】

##### (2)本発明の化粧料の必須成分である、アルキル変性されたカルボキシビニルポリマー

50

本発明の化粧料は、アルキル変性されたカルボキシビニルポリマーを含有することを特徴とする。基体となるアルキル変性されていない、カルボキシビニルポリマーとしては、アクリル酸或いはメタアクリル酸を構成モノマーとして含有するコポリマー乃至はポリマーが好ましく例示できる。前記のモノマーに加えて、所望により、ビニルアルコール等の通常知られているモノマーを構成モノマーとして加えることが出来る。かかる構成モノマーのカルボキシル基の一部乃至は全部をアルキル基によりエステル化することにより、本発明の化粧料の必須成分であるアルキル変性されたカルボキシビニルポリマーは得ることができる。前記アルキル基としては、炭素数10～30のものが好ましく、かかるアルキル基の炭素鎖は唯一種であっても、分布を有していても良い。この様なアルキル変性されたカルボキシビニルポリマーは既に化粧料原料として市販されているものが存し、それを購入して利用することが出来る。この様な市販品としては、例えば、炭素数10～30のアルキル基を有し、且つ、架橋構造を有するカルボキシビニルポリマーである、グッドリッヂ社より販売されている「カーボポール1382」(アクリル酸(C10～30)アルキル・メタクリル酸クロスリンクド(架橋)コポリマー)、「ペムレンTR-1」(アクリル酸ステアリル・メタクリル酸クロスリンクド(架橋)コポリマー)等が例示でき、アルキル基を有するカルボキシビニルポリマーである、グッドリッヂ社から販売されている「ペムレンTR-2」(アクリル酸(C10～30)アルキル・アクリル酸コポリマー)等が好ましく例示できる。又。これらの塩としては、ナトリウム塩、カリウム塩等のアルカリ金属塩、カルシウム、マグネシウム等のアルカリ土類金属塩、アンモニウム塩、トリエタノールアミン塩、トリエチルアミン塩等の有機アミン塩類、リジン塩、アルギニン塩等の塩基性アミノ酸塩等が好ましく例示できる。かかる、アルキル変性されたカルボキシビニルポリマー及び/又はその塩は、皮膚上に存する、油性の汚れを包み込み、皮膚より離脱させる作用を有する。この様な形態を取ることにより、皮膚より離脱した脂汚れが、皮膚に再吸着されるのを防ぎ、優れたクレンジング効果を奏する。又、この様なメカニズムであるため、皮膚上での置換効果を有する抗菌性たかるコールとともに用いることにより、相乗的なクレンジング効果を奏する。本発明のクレンジング化粧料に於ける、アルキル変性されたカルボキシビニルポリマー及びその塩の好ましい含有量は、総量で、化粧料全量に対して、0.05～5質量%であり、より好ましくは0.1～1質量%である。これは少なすぎると脂汚れ除去効果を損なう場合が存し、多すぎるとゲル化が著しくなり、物理的特性により、脂除去効果が損なわれる場合が存するからである。

## 【0010】

## (3) 本発明の化粧料の必須成分であるポリオキシエチレン脂肪酸グリセリル

本発明の化粧料は、ポリオキシエチレン脂肪酸グリセリルを必須成分として含有する。かかるポリオキシエチレン脂肪酸グリセリルを構成するポリオキシエチレン基における、オキシエチレンの好ましい平均付加モル数は、5～30であり、より好ましくは6～25である。又、かかる脂肪酸残基はポリオキシエチレンが付加したグリセリル基の3つ水酸基の内の1個のみに付加することも出来る、2個乃至は3個に付加することも出来る。好ましい形態は、1付加物、2付加物及び3付加物から選択される2種以上を含む形態である。又、ポリオキシエチレン脂肪酸グリセリルを構成する脂肪酸残基としては、直鎖、分岐、不飽和を有するものの何れもが使用可能であり、例えば、ラウロイル基(ラウリン酸残基)、ミリストイル基(ミリスチン酸残基)、パルミトイyl基(パルミチン酸残基)、ステアロイル基(ステアリン酸残基)、ベヘノイル基(ベヘン酸残基)、イソステアロイル基(イソステアリン酸残基)、イソオクタノイル基(イソオクタン酸残基)、オレオイル基(オlein酸残基)等が好適に例示される。これらの中で好ましいものは分岐脂肪酸残基であり、イソステアリン酸残基が特に好ましく例示できる。又、生物由来の油脂を加水分解して得られる炭素鎖に分布を有する脂肪酸組成物を用いて誘導されたものを用いることも出来る。この様な脂肪酸組成物の例としては、例えば、ヤシ油由来の脂肪酸組成物、牛脂由来の脂肪酸組成物、バーム核油由来の脂肪酸組成物、大豆油由来の脂肪酸組成物、トウモロコシ油由来の脂肪酸組成物等が例示でき、これらの中ではヤシ油脂肪酸残基が特に好ましい。これらポリオキシエチレン脂肪酸グリセリルには、既に化粧料原料として

10

20

30

40

50

市販されているものが存し、それらを購入して利用することも出来る。好ましい市販品としては、例えば、ポリオキシエチレン(20)トリイソステアリン酸グリセリルである、「エマレックスG W I S - 3 2 0」(日本エマルジョン株式会社製)、ポリオキシエチレン(20)モノイソステアリン酸グリセリルである、「エマレックスG W I S - 1 2 0」(日本エマルジョン株式会社製)、ポリオキシエチレン(7)(カブリル・カブリン酸)グリセリルである、「セチオールH E - 8 1 0」(コグニスジャパン株式会社製)等が存する。本発明の化粧料では、かかる成分を唯一種含有することも出来るし、二種以上を組み合わせて含有することも出来る。特に好ましい形態は、ポリオキシエチレン(20)トリイソステアリン酸グリセリルとポリオキシエチレン(7)ヤシ油脂肪酸グリセリルを組み合わせて含有させる形態である。この時、両者の質量比は1:2~2:1が好ましい。本発明の化粧料に於ける、かかるポリオキシエチレン脂肪酸グリセリルの好ましい含有量は、総量で、化粧料全量に対して、5~25質量%であり、より好ましくは10~20質量%である。

10

20

30

40

50

## 【0011】

## (4) 本発明の化粧料

本発明の化粧料は、前記必須成分を含有することを特徴とする。本発明の化粧料の好ましい種類はクレンジング化粧料であるが、例えば、水性洗顔料に含有させて、油性汚れを除去できる水性洗顔料とすることも出来る。又、拭き取り化粧水に応用しても優れた拭き取り効果を發揮する。特に好ましいものはクレンジング化粧料である。かかるクレンジング化粧料の剤形としては、前記必須構成要素を含んでいれば、特段の限定はされないが、透明性を有する液状であることが好ましく、実質的に油性成分を含有しないことがより好ましい。本発明において、透明性を有するとは、多少の白濁は許容するが、光透過性を喪失することは許されないと意味であり、許容される具体的な範囲としては、約1cmの厚さにおいては、反対側に存するものの像が識別できる程度の光透過性を意味する。これは、光透過性を喪失する原因が油性成分の存在であり、このものを乳化することによって光透過性を喪失するが、本発明の化粧料の特性として、オイルフリーであっても優れた脂汚れ除去効果を有しているため油性成分を含有しなくても良く、このオイルフリー形態に於いては、透明性を有するからであり、これを生かして液状化粧料で用いる場合には、拭き取りのみで、水性洗顔無しに脂汚れを除去できるためである。又、この様に拭き取り操作を化粧行動に含むことから、拭き取り操作によって誘起される物理的刺激発現を防ぐ意味で、抗炎症剤であるグリチルリチン酸ジカリウムを含有することが好ましく、かかるグリチルリチン酸ジカリウムの含有量としては、0.03~0.08質量%であることが好ましい。又、この様な量のグリチルリチン酸ジカリウムを含有することにより、拭き取り操作によって誘起される物理的刺激発現を防ぐのみならず、皮膚上に生じている炎症を鎮静化させることも出来ることから、本発明の化粧料は、炎症を抑える作用を訴求した医薬部外品であることが好ましく、本発明の化粧料のパッケージには、この旨を表示しておくことが好ましい。又、医薬部外品の法定表示の基準に従って、「適量を1日数回炎症を伴った脂汚れの存する部位に塗布し、軽く擦過した後、カット綿などで軽く拭き取る」などの用法用量も表示しておくことが好ましい。

## 【0012】

本発明のクレンジング化粧料には、前記必須成分以外に、本発明の効果を損なわない範囲に置いて、通常化粧料で使用される任意成分を含有することが出来る。この様な任意成分としては、例えば、マカデミアナッツ油、アボガド油、トウモロコシ油、オリーブ油、ナタネ油、ゴマ油、ヒマシ油、サフラワー油、綿実油、ホホバ油、ヤシ油、パーム油、液状ラノリン、硬化ヤシ油、硬化油、モクロウ、硬化ヒマシ油、ミツロウ、キャンデリラロウ、カルナウバロウ、イボタロウ、ラノリン、還元ラノリン、硬質ラノリン、ホホバロウ等のオイル、ワックス類、流動パラフィン、スクワラン、ブリストン、オゾケライト、パラフィン、セレシン、ワセリン、マイクロクリスタリンワックス等の炭化水素類、オレイン酸、イソステアリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸、ステアリン酸、ベヘン酸、ウンデシレン酸等の高級脂肪酸類、セチルアルコール、ステアリルアルコール、

イソステアリルアルコール、ベヘニルアルコール、オクチルドデカノール、ミリスチルアルコール、セトステアリルアルコール等の高級アルコール等、イソオクタン酸セチル、ミリスチン酸イソプロピル、イソステアリン酸ヘキシルデシル、アジピン酸ジイソプロピル、セバチン酸ジ-2-エチルヘキシル、乳酸セチル、リンゴ酸ジイソステアリル、ジ-2-エチルヘキサン酸エチレングリコール、ジカブリン酸ネオペンチルグリコール、ジ-2-ヘプチルウンデカン酸グリセリン、トリ-2-エチルヘキサン酸グリセリン、トリ-2-エチルヘキサン酸トリメチロールプロパン、トリイソステアリン酸トリメチロールプロパン、テトラ-2-エチルヘキサン酸ペンタンエリトリット等の合成エステル油類、ジメチルポリシロキサン、メチルフェニルポリシロキサン、ジフェニルポリシロキサン等の鎖状ポリシロキサン、オクタメチルシクロテトラシロキサン、デカメチルシクロペンタシロキサン、ドデカメチルシクロヘキサンシロキサン等の環状ポリシロキサン、アミノ変性ポリシロキサン、ポリエーテル変性ポリシロキサン、アルキル変性ポリシロキサン、フッ素変性ポリシロキサン等の変性ポリシロキサン等のシリコーン油等の油剤類、脂肪酸セッケン（ラウリン酸ナトリウム、パルミチン酸ナトリウム等）、ラウリル硫酸カリウム、アルキル硫酸トリエタノールアミンエーテル等のアニオン界面活性剤類、塩化ステアリルトリメチルアンモニウム、塩化ベンザルコニウム、ラウリルアミノキサイド等のかチオン界面活性剤類、イミダゾリン系両性界面活性剤（2-ココイル-2-イミダゾリニウムヒドロキサイド-1-カルボキシエチロキシ2ナトリウム塩等）、ベタイン系界面活性剤（アルキルベタイン、アミドベタイン、スルホベタイン等）、アシルメチルタウリン等の両性界面活性剤類、ソルビタン脂肪酸エステル類（ソルビタンモノステアレート、セスキオlein酸ソルビタン等）、グリセリン脂肪酸類（モノステアリン酸グリセリン等）、プロピレングリコール脂肪酸エステル類（モノステアリン酸プロピレングリコール等）、硬化ヒマシ油誘導体、グリセリンアルキルエーテル、POEソルビタン脂肪酸エステル類（POEソルビタンモノオレート、モノステアリン酸ポリオキエチレンソルビタン等）、POEソルビット脂肪酸エステル類（POE-ソルビットモノラウレート等）、POE脂肪酸エステル類（ポリエチレングリコールモノオレート、POEジステアレート等）、POEアルキルエーテル類（POE2-オクチルドデシルエーテル等）、POEアルキルフェニルエーテル類（POEノニルフェニルエーテル等）、ブルロニック型類、POE・POPアルキルエーテル類（POE・POP2-デシルテトラデシルエーテル等）、テトロニック類、POEヒマシ油・硬化ヒマシ油誘導体（POEヒマシ油、POE硬化ヒマシ油等）、ショ糖脂肪酸エステル、アルキルグルコシド等の非イオン界面活性剤類、ポリエチレングリコール、グリセリン、エリスリトール、ソルビトール、キシリトール、マルチトール等の抗菌性多価アルコールに分類されない、多価アルコール類、ピロリドンカルボン酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム等の保湿成分類、グアガム、クインスシード、カラギーナン、ガラクトン、アラビアガム、ペクチン、マンナン、デンプン、キサンタンガム、カードラン、メチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、カルボキシメチルセルロース、メチルヒドロキシプロピルセルロース、コンドロイチン硫酸、デルマタン硫酸、グリコーゲン、ヘパラン硫酸、ヒアルロン酸、ヒアルロン酸ナトリウム、トラガントガム、ケラタン硫酸、コンドロイチン、ムコイチン硫酸、ヒドロキシエチルグアガム、カルボキシメチルグアガム、デキストラン、ケラト硫酸、ローカストビーンガム、サクシノグルカン、カロニン酸、キチン、キトサン、カルボキシメチルキチン、寒天、ポリビニルアルコール、ポリビニルピロリドン、カルボキシビニルポリマー、ポリアクリル酸ナトリウム、ポリエチレングリコール、ベントナイト等の増粘剤、表面を処理されていても良い、マイカ、タルク、カオリין、合成雲母、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、無水ケイ酸（シリカ）、酸化アルミニウム、硫酸バリウム等の粉体類、表面を処理されていても良い、ベンガラ、黄酸化鉄、黒酸化鉄、酸化コバルト、群青、紺青、酸化チタン、酸化亜鉛の無機顔料類、表面を処理されていても良い、雲母チタン、魚鱗箔、オキシ塩化ビスマス等のパール剤類、レーキ化されていても良い赤色202号、赤色228号、赤色226号、黄色4号、青色404号、黄色5号、赤色505号、赤色230号、赤色223号、橙色201号、赤色213号、黄色204号、黄色203号、青色1号、緑色201号、紫色201

号、赤色204号等の有機色素類、ポリエチレン末、ポリメタクリル酸メチル、ナイロン粉末、オルガノポリシロキサンエラストマー等の有機粉体類、パラアミノ安息香酸系紫外線吸収剤、アントラニル酸系紫外線吸収剤、サリチル酸系紫外線吸収剤、桂皮酸系紫外線吸収剤、ベンゾフェノン系紫外線吸収剤、糖系紫外線吸収剤、2-(2'-ヒドロキシ-5'-t-オクチルフェニル)ベンゾトリアゾール、4-メトキシ-4'-t-ブチルジベンゾイルメタン等の紫外線吸収剤類、エタノール、イソプロパノール等の低級アルコール類、ビタミンA又はその誘導体、ビタミンB6塩酸塩、ビタミンB6トリパルミテート、ビタミンB6ジオクタノエート、ビタミンB2又はその誘導体、ビタミンB12、ビタミンB15又はその誘導体等のビタミンB類、-トコフェロール、-トコフェロール、-トコフェロール、ビタミンEアセテート等のビタミンE類、ビタミンD類、ビタミンH、パントテン酸、パンテチン、ピロロキノリンキノン等のビタミン類などが好ましく例示できる。これらの内、油脂類は、前記に示した本発明のクレンジング化粧料の特性よりなるべく含有させないことが好ましい。本発明のクレンジング化粧料は、かかる必須成分と任意成分とを常法に従って処理することにより、製造することが出来る。

10

## 【実施例】

## 【0013】

以下に、実施例を挙げて、本発明について更に詳細に説明を加えるが、本発明がかかる実施例にのみ限定されることは言うまでもない。

## 【0014】

## &lt;実施例1&gt;

以下に、示す処方に従って、本発明の化粧料（医薬部外品；透明液状クレンジング化粧料）を調整した。即ち、イ、ロの成分を75に加温し、イに徐々にロを加え中和し、本発明のクレンジング化粧料である、化粧料1を得た。同時に化粧料1の「ジプロピレングリコール」を水に置換した比較例1、「カーボポール1382」を水に置換した比較例2、ポリオキシエチレン(20)トリイソステアリン酸グリセリルとポリオキシエチレン(7)モノヤシ油脂肪酸グリセリルとを水に置換した比較例3、「ジプロピレングリコール」をポリエチレングリコール（平均分子量400）に置換した比較例4、「カーボポール1382」をアルキル変性されていない、通常のカルボキシビニルポリマーに置換した比較例5、ポリオキシエチレン(20)トリイソステアリン酸グリセリルとポリオキシエチレン(7)モノヤシ油脂肪酸グリセリルとをポリオキシエチレン(60)硬化ヒマシ油に置換した比較例6も作成し、下記に示す処方のリップカラーを用いて化粧落とし試験を行った。化粧落とし試験は、下腕内側部に2cm×4cmの部位を作成し、ここにリップカラーを軽く1回塗布し、これをクレンジング化粧料を含浸させたカット綿で擦過し、拭き取る形で行った。拭き取り後、色差計で測色し、周囲の部位との色差を測定した。結果を表1に示す。これより、本発明の化粧料は、クレンジング効果に優れ、水性洗顔無しでも汚れを除去できることが判る。

20

30

## 【0015】

## (処方)

イ)

ジプロピレングリコール	1.5	質量部	40
ポリオキシエチレン(20)トリイソステアリン酸グリセリル (「エマレックスGWI S320」)	8	質量部	
ポリオキシエチレン(7)モノヤシ油脂肪酸グリセリル (「セチオールHE-810」)	6	質量部	
ポリオキシエチレン(150)ステアリル	2	質量部	
メチルパラベン	0.2	質量部	
トリメチルグリシン	0.1	質量部	
「カーボポール1382」	0.2	質量部	
10%エチドロン酸水溶液	0.5	質量部	
10%グリチルリチン酸ジカリウム水溶液	0.5	質量部	50

水	4 2 . 4 質量部
口 )	0 . 1 質量部
水酸化カリウム	2 5 質量部

## 【 0 0 1 6 】

(試験用のリップカラー)

2 - エチルヘキサン酸トリグリセライド	2 1 質量部
ホホバ油	1 0 質量部
2 - エチルヘキサン酸セチル	2 0 質量部
植物性スクワラン	5 質量部
マイクロクリスタリンワックス	1 0 質量部
ポリエチレン	9 質量部
赤色 2 0 1 号	2 . 4 質量部
赤色 2 0 2 号	0 . 5 質量部
黄色 4 号	1 質量部
黒色酸化鉄	0 . 1 質量部
二酸化チタン	0 . 8 質量部
セスキイソステアリン酸ソルビタン	0 . 2 質量部
ラノリン	2 0 質量部

## 【 0 0 1 7 】

## 【表 1】

表 1 : 評価結果

サンプル	色差 ( $\Delta E$ )
化粧料 1	0 . 4 7
比較例 1	2 . 6 5
比較例 2	3 . 0 1
比較例 3	4 . 2 3
比較例 4	1 . 2 3
比較例 5	1 . 5 6
比較例 6	2 . 1 0

## 【 0 0 1 8 】

## &lt; 実施例 2 ~ 6 &gt;

実施例 1 と同様に、下記の処方に従って、本発明のクレンジング化粧料（医薬部外品；透明液状化粧料）である、化粧料 2 ~ 6 を作成し、化粧料 1 と同様に評価した。結果を表 2 に示す。これより、抗菌性の多価アルコールであれば、本発明のクレンジング化粧料であれば、ジプロピレンジコールに限らず使用可能であることが判る。

## 【 0 0 1 9 】

## イ)

表 2 の成分	1 5 質量部
ポリオキシエチレン (2 0) トリイソステアリン酸グリセリル	8 質量部
ポリオキシエチレン (7) モノヤシ油脂肪酸グリセリル	6 質量部
ポリオキシエチレン (1 5 0) ステアリル	2 質量部
メチルパラベン	0 . 2 質量部
トリメチルグリシン	0 . 1 質量部
「カーボポール 1 3 8 2 」	0 . 2 質量部
1 0 % エチドロン酸水溶液	0 . 5 質量部
1 0 % グリチルリチン酸ジカリウム水溶液	0 . 5 質量部
水	4 2 . 4 質量部
口 )	
水酸化カリウム	0 . 1 質量部
水	2 5 質量部

## 【 0 0 2 0 】

## 【表2】

表2：評価結果

サンプル	抗菌性多価アルコール	色差（ΔE）
化粧料2	イソブレンジングリコール	0.52
化粧料3	1, 2-ベンタジオール	0.41
化粧料4	1, 2-ヘキサンジオール	0.43
化粧料5	2, 4-ヘキシレンジグリコール	0.49
化粧料6	1, 2-オクタジオール	0.55

## 【0021】

## &lt;実施例7&gt;

実施例1と同様に、下記の処方に従って、本発明のクレンジング化粧料（医薬部外品；透明液状化粧料）である、化粧料7を作成し、化粧料1と同様に評価した。色差（E）は0.47であった。

## 【0022】

## (処方)

イ)

ジプロピレンジグリコール	1.5	質量部
ポリオキシエチレン(20)トリイソステアリン酸グリセリル	8	質量部
ポリオキシエチレン(7)モノヤシ油脂肪酸グリセリル	6	質量部
ポリオキシエチレン(150)ステアリル	2	質量部
メチルパラベン	0.2	質量部
トリメチルグリシン	0.1	質量部
「ペムレンTR-1」	0.2	質量部
10%エチドロン酸水溶液	0.5	質量部
10%グリチルリチン酸ジカリウム水溶液	0.5	質量部
水	42.4	質量部
口)		
水酸化カリウム	0.1	質量部
水	2.5	質量部

## 【0023】

## &lt;実施例8&gt;

実施例1と同様に、下記の処方に従って、本発明のクレンジング化粧料（医薬部外品；透明液状化粧料）である、化粧料8を作成し、化粧料1と同様に評価した。色差（E）は0.56であった。

## 【0024】

## (処方)

ジプロピレンジグリコール	1.5	質量部
ポリオキシエチレン(20)トリイソステアリン酸グリセリル	8	質量部
ポリオキシエチレン(7)モノヤシ油脂肪酸グリセリル	6	質量部
ポリオキシエチレン(150)ステアリル	2	質量部
メチルパラベン	0.2	質量部
トリメチルグリシン	0.1	質量部
「ペムレンTR-2」	0.2	質量部
10%エチドロン酸水溶液	0.5	質量部
10%グリチルリチン酸ジカリウム水溶液	0.5	質量部
水	42.4	質量部
口)		
水酸化カリウム	0.1	質量部
水	2.5	質量部

## 【0025】

## &lt;試験例&gt;

50

化粧料1を用いて、炎症を起こしやすいパネラー10名を用いて、2週間の使用テストを行った。化粧料1には、抗炎症作用を有する医薬部外品である旨、「適量を1日数回炎症を伴った脂汚れの存する部位に塗布し、軽く擦過した後、カット綿などで軽く拭き取る」旨の用法用量、抗炎症作用を有する有効成分としてグリチルリチン酸ジカリウム塩を含有する旨を表示しておいた。使用テスト終了後、クレンジング効果と、使用による炎症の発現の抑制をアンケートで聞いた。アンケートは、クレンジング化粧料として、良い、普通、悪いの3者択一の形で行った。結果を表3に例数として示す。これより、本発明の化粧料は、抗炎症作用を訴求する医薬部外品として好適なことが判る。

【0026】

【表3】

表3：評価結果

評価	クレンジング効果	炎症抑制
良い	8	9
普通	2	1
悪い	0	0

【産業上の利用可能性】

【0027】

本発明は、抗炎症作用を有する、水性洗顔を要しないクレンジング化粧料に応用できる。